

健臓発第 0513001 号  
平成 21 年 5 月 13 日

財団法人骨髄移植推進財団理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
臓器移植対策室長

臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ  
への対応について

移植医療の推進につきましては、日頃より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザへの対応については、これまで「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)への対応について」(平成 21 年 4 月 30 日健臓発第 0430001 号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知。以下「室長通知」という。)により対応をお願いしてきたところです。

今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会(委員長:尾身茂自治医科大学教授)の報告(別添 1)を踏まえ、新型インフルエンザの届出基準については、別添 2 のとおり「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」(平成 21 年 5 月 13 日健感発第 0513001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により改定いたしました。

これに伴い、室長通知を下記のとおり改正することといたしましたので、御了知いただくとともに、遵守されるようお願いいたします。併せて、都道府県、政令市及び特別区におかれましては、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

なお、室長通知の取扱いにつきましては、今後の WHO の勧告や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを再度申し添えます。

記

室長通知(2)及び(3)中「10日」を「7日」に改める。

平成 21 年 5 月 13 日

新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会 報告  
(停留に関する報告)

現在、わが国の新型インフルエンザ対策は、第一段階：海外発生期として関係諸機関における所要の措置が実施されているところである。さる 5 月 10 日、当委員会は成田空港の検疫体制において発見された 4 人の日本人新型インフルエンザ患者について、その疫学情報と臨床経過を詳細に検討した。

その結果、今回の日本人 4 人の新型インフルエンザ患者の臨床経過は、季節性インフルエンザと極めて類似していた。その意味で、今回の日本人 4 例の臨床的知見は今までに得られた国際的知見<sup>1</sup>と極めて近い。4 人と数は少ないものの、現時点において日本人における感染が諸外国と比べ、特に、例外でないことを確認できた。但し、基礎疾患のある人を中心に、一部重篤化する例が報告されていることに留意すべきである。

この認識に基づき、わが国の H 1 N 1 新型インフルエンザ対策の

---

<sup>1</sup> 5 月 7 日にニューイングランドジャーナル誌に発表された 6 4 2 人の新型インフルエンザ患者の解析に基づく論文等

一環としての水際対策については、以下のように実施すべきである  
と考える。

わが国が実施してきた水際対策については、国内への新型インフル  
エンザの侵入を防ぎ、国内感染が拡大することを阻止する目的で  
一定の効果をもたらしてきたものと考えている。今回、成田空港で  
実施している検疫体制において、4人の新型インフルエンザ患者を  
早期に発見し、専門的な医療につなげるとともに、濃厚接触者に対  
しては停留措置をとり、国内へのウイルスの侵入を防ぐための効果  
を上げた。

現在、停留措置は10日間としているところであるが、これは高  
病原性H5N1鳥インフルエンザウイルスに由来する新型インフルエン  
ザウイルスを想定した対策である。一方、米国CDCが発出したガイ  
ダンス<sup>2</sup>によるとH1N1新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日  
とされており、今回の日本人4人の感染事例における病状もそれと  
矛盾しないと考えられた。

このため、専門家諮問委員会としては、停留対象者に過重な負荷  
となりつつあるこの措置を10日間から7日間に縮小しても、十分

---

<sup>2</sup> CDC Interim Guidance for Clinicians on Identifying and Careing for Patients with Swine-origin InfluenzaA(H1N1) Virus Infection May 4, 2009

にこれまでの水際対策の効果を維持できるとの結論に至った。

したがって、停留をはじめ、新型インフルエンザの潜伏期間に基づいて実施されている各種の水際対策については、その潜伏期間を7日間であることを前提として取り組むように要請する。

なお、専門家諮問委員会としては、新しく得られた知見を基に、今後とも更なる提言を行う方針である。



(別添2)

健感発第0513001号  
平成21年5月13日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 }

新型インフルエンザ担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式については、平成21年5月9日健感発第0509001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」(以下「届出通知」という。)により、お示ししたところですが、今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会(委員長:尾身茂自治医科大学教授)の報告を踏まえ、症例定義における疑似症患者の要件の中で、従来10日間とされていた箇所(別紙1(3)のウのア)、イ)、ウ))を7日間とすることとし、届出通知を下記のとおり改正することといたしましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、患者の発生状況や検査体制の整備状況などを踏まえ、症例定義を見直すことがあることを再度申し添えます。

記

届出通知別紙1を次のとおり改める。

## 新型インフルエンザ

### (1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

### (2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

### (3) 届出基準

#### ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状\*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

#### イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

#### ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状\*1があり、かつ次のア)イ)ウ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)7日以内に、感染可能期間内\*2にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)7日以内に、新型インフルエンザウイルス(新型インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ)7日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

\*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

\*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザの流行情報、インフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴などの情報を把握することが有用である。

送信日時: 2009/05/13

情報種別: 広域情報

## 新型インフルエンザの流行状況について(第14報(5月13日付))

※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものでもありません。

※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

1. 2009年4月30日、世界保健機関(WHO)は、パンデミック警戒レベルをフェーズ4から5へ引き上げました。

メキシコについては、別途、「感染症危険情報」を発出しています。メキシコへの渡航を予定している方は、不要不急の渡航は延期してください。また、メキシコ滞在中の方は、不要不急の外出は控え、十分な食料・飲料水の備蓄とともに、安全な場所にとどまり、感染防止策を徹底してください。なお、今後は出国制限が行われる可能性又は現地で十分な医療が受けられなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避が可能な方は、早めの退避を検討してください。

また、メキシコ以外で新型インフルエンザの感染が確認された国(28か国(日本を除く。))に対しても、別途、「感染症危険情報」を発出しています。渡航を検討されている方は、渡航先の感染状況及びWHOの情報等最新情報を入手し、十分注意してください。特に、カナダ、米国については、感染が拡大していること、死亡者が発生していること、及び同地域から帰国した邦人の感染が確認されていること、等をふまえ、十分に注意してください。また、これらの国に滞在される方は、WHOの情報にも留意しつつ、感染防止対策を徹底するとともに、感染が疑われた場合には速やかに医療機関で受診してください。

2009年5月13日午前8時(日本時間)現在、感染が確認された旨政府当局またはWHOが発表した国は以下のとおりです。メキシコ、米国、カナダ及びビオスタリカを除き、各国とも死亡者はありません。

(1)WHOが同時点で公表している感染状況

感染が確認された国 30か国、感染者数 5,251人

メキシコ	
感染者数	2,059 人(うち 56 人死亡)
米国	
感染者数	2,600 人(うち 3 人死亡)
カナダ	
感染者数	330 人(うち 1 人死亡)
コスタリカ	
感染者数	8 人(うち 1 人死亡)
スペイン	
感染者数	95 人
英国	
感染者数	55 人
パナマ	
感染者数	16 人
フランス	
感染者数	13 人
ドイツ	
感染者数	12 人
イタリア	
感染者数	9 人
ブラジル	
感染者数	8 人
イスラエル	
感染者数	7 人
ニュージーランド	
感染者数	7 人
日本	
感染者数	4 人
エルサルバドル	
感染者数	4 人
韓国	
感染者数	3 人
オランダ	
感染者数	3 人
コロンビア	
感染者数	3 人
スウェーデン	
感染者数	2 人

ノルウェー	
感染者数	2人
中国(含む香港)	
感染者数	2人
アイルランド	
感染者数	1人
アルゼンチン	
感染者数	1人
オーストリア	
感染者数	1人
グアテマラ	
感染者数	1人
スイス	
感染者数	1人
デンマーク	
感染者数	1人
ポーランド	
感染者数	1人
ポルトガル	
感染者数	1人
豪州	
感染者数	1人

(2) 現地政府のみが発表している国

タイ	
感染者数	2人(タイ保健省発表)
フィンランド	
感染者数	2人(フィンランド社会保健省発表)
キューバ	
感染者数	1人(キューバ保健省発表)

また、5月13日午前8時現在、感染疑いがある国は以下のとおり(報道含む。13か国)です。

インド、インドネシア、フィリピン、チェコ、ブルガリア、ルーマニア、ロシア、ウルグアイ、チリ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス

2. 新型インフルエンザとは

動物のインフルエンザウイルスがヒトの体内で増えることができるよう  
に変化し、継続的にヒトからヒトの感染がみられるようになったもので、  
このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

今般、メキシコや米国等で感染が確認された豚インフルエンザ(H1N1 亜  
型)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」第6条7号に規定  
する新型インフルエンザに位置づけられたところです。

### 3. 豚由来インフルエンザがヒトに感染した場合

発熱、倦怠感、食欲不振、咳など、通常のインフルエンザ症状があらわ  
れます。また、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐や下痢などの症状を訴える患者  
もいます。

### 4. 日本帰国時の健康チェック

わが国では、検疫体制を強化しており、厚生労働省が定める新型インフ  
ルエンザが蔓延している国・地域(5月12日現在、メキシコ、米国(本土)、  
カナダ)から入国する方に対し、機内検疫を実施しています。インフルエ  
ンザ様症状がある場合には検査を行い、必要に応じ、隔離、停留又は保健  
所の健康監視下等におかれる場合がありますので、到着時の検疫所の指示  
に従ってください。なお、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫  
所の健康相談室にお申し出ください(帰宅後に同様の症状が現れた場合に  
は、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせくだ  
さい。)

### 5. 感染防止策

下記の点に留意し、感染防止に努めてください。

- (1)十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2)外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防  
ぐため、マスクを着用する。
- (3)積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4)ウイルスは粘膜を介して感染するので、口、鼻、目などの粘膜部分に  
手で触れない。
- (5)発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、現地の  
医療機関を受診する。

## 6. 海外における入国時の健康チェック

現在、多くの国においては、入国時の健康チェック(体温確認等)が行われています。その際、発熱、インフルエンザ様症状が疑われた場合には、新型インフルエンザ感染の確認等のため、一定期間停留を求められる場合がありますので、日本出発時に発熱等不調を感じられた場合には出発前に都道府県による新型インフルエンザ相談窓口発熱相談センター( <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html> ) 等にご相談されることをお勧めします。

### (問い合わせ先)

○外務省新型インフルエンザ相談窓口

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-5501-8000(内線)4625、4627、4629

○外務省領事局海外邦人安全課

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5140

○外務省海外安全ホームページ:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版):<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>

### (関連ホームページ)

○厚生労働省ホームページ(新型インフルエンザ対策関連情報)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

○世界保健機関(WHO)ホームページ(新型インフルエンザ関連)

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/>(英語)

○CDC(米国疾病予防対策センター)

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>(英語)

○農林水産省ホームページ(新型インフルエンザ関連情報)

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/buta.html>

別添資料

なし